

XII 行政処分と罰則

1 許可の取消しと業務の停止

処理業者・処理施設設置者が、次のいずれかに該当した場合、その許可を取消し、又は期間を定めて事業の一部若しくは全部の停止を命ずることができます(法第14条の3、法第14条の3の2、法第15条の2の7、法第15条の3)。

- (1)この法律に違反する行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆(そそのか)し、若しくはこれらの者が違反行為をすることを助けたとき
- (2)事業の用に供する施設又は処理業者・処理施設設置者の能力等がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして環境省令に定める基準に適合しなくなったとき
- (3)法律で定める欠格要件(18ページ参照)のいずれかに該当するに至ったとき
- (4)許可に付した条件に違反したとき
- (5)処理施設の構造・維持管理等について法律で定める基準に適合しないと認めるとき
- (6)特定産業廃棄物最終処分場の維持管理積立金の積立てをしないとき

2 罰則一覧

法第25条 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこの併科

1項	1号	無許可営業	7条(1項、6項) 14条(1項、6項) 14条の4(1項、6項)	許可を受けず、一般廃棄物収集運搬業・処分業を行うこと。 許可を受けず、産業廃棄物収集運搬業・処分業を行うこと。 許可を受けず、特別管理産業廃棄物収集運搬業・処分業を行うこと。
	2号	不正の手段による許可取得	7条(1項、6項) 7条(2項、7項) 14条(1項、6項) 14条(2項、7項) 14条の4(1項、6項) 14条の4(2項、7項)	不正の手段により、一般廃棄物収集運搬業・処分業の許可を受けること。 " 許可の更新を受けること。 不正の手段により、産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可を受けること。 " 許可の更新を受けること。 不正の手段により、特別管理産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可を受けること。 " 許可の更新を受けること。
	3号	無許可変更	7条の2(1項) 14条の2(1項) 14条の5(1項)	許可を受けず、一般廃棄物収集運搬業・処分業者が事業の範囲を変更すること。 許可を受けず、産業廃棄物収集運搬業・処分業者が事業の範囲を変更すること。 許可を受けず、特別管理産業廃棄物収集運搬業・処分業者が事業の範囲を変更すること。
	4号	不正の手段による事業範囲変更許可取得	7条の2(1項) 14条の2(1項) 14条の5(1項)	不正の手段により、一般廃棄物収集運搬業・処分業の変更許可を受けること。 不正の手段により、産業廃棄物収集運搬業・処分業の変更許可を受けること。 不正の手段により、特別管理産業廃棄物収集運搬業・処分業の変更許可を受けること。
	5号	事業停止命令違反	7条の3 14条の3 14条の6	一般廃棄物収集運搬業者・処分業者が事業停止命令等に違反すること。 産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が事業停止命令等に違反すること。 特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が事業停止命令等に違反すること。
		措置命令違反	17条の2(3項) 19条の4(1項) 19条の4の2(1項) 19条の5(1項) 19条の6(1項)	生活環境保全上の支障の除去等に係る措置命令に従わないこと。 " " " "
	6号	委託基準違反	6条の2(6項) 12条(5項) 12条の2(5項)	一般廃棄物の処理の委託基準に違反すること。 産業廃棄物の処理の委託基準に違反すること。 特別管理産業廃棄物の処理の委託基準に違反すること。
	7号	名義貸しの禁止違反	7条の5 14条の3の3 14条の7	一般廃棄物収集運搬業者・処分業者が自己の名義をもって他人に一般廃棄物収集運搬業・処分業を行わせること。 産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が自己の名義をもって他人に産業廃棄物収集運搬業・処分業を行わせること。 特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が自己の名義をもって他人に特別管理産業廃棄物収集運搬業・処分業を行わせること。
	8号	処理施設無許可設置	8条(1項) 15条(1項)	許可を受けず、一般廃棄物処理施設を設置すること。 許可を受けず、産業廃棄物処理施設を設置すること。
	9号	不正の手段による処理施設の設置許可の取得	8条(1項) 15条(1項)	不正の手段により、一般廃棄物処理施設の設置許可を受けること。 不正の手段により、産業廃棄物処理施設の設置許可を受けること。
	10号	処理施設構造・規模無許可変更	9条(1項) 15条の2の6(1項)	許可を受けず、一般廃棄物処理施設の構造・規模等の変更を行うこと。 許可を受けず、産業廃棄物処理施設の構造・規模等の変更を行うこと。
	11号	不正の手段による処理施設の変更許可の取得	9条(1項) 15条の2の6(1項)	不正の手段により、一般廃棄物処理施設の構造・規模等の変更許可を受けること。 不正の手段により、産業廃棄物処理施設の構造・規模等の変更許可を受けること。
	12号	無確認輸出	10条(1項) 15条の4の7(1項)	環境大臣の確認を受けずに、一般廃棄物を輸出すること。 環境大臣の確認を受けずに、産業廃棄物を輸出すること。
	13号	受託禁止違反	14条(15項) 14条の4(15項)	許可を受けず、産業廃棄物の収集運搬・処分を受託すること。 許可を受けず、特別管理産業廃棄物の収集運搬・処分を受託すること。
	14号	不法投棄	16条	廃棄物をみだりに捨てること。
	15号	不法焼却	16条の2	法第16条の2各号の方法によらず、廃棄物を焼却すること。
	16号	指定有害廃棄物処理禁止違反	16条の3	指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をすること。
2項		第1項第12号、14号及び15号の行為の未遂	10条(1項) 15条の4の7(1項) 16条、16条の2	廃棄物の無確認輸出、不法投棄及び不法焼却に着手すること。

法第26条 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこの併科

1号	委託基準違反	6条の2(7項) 12条(6項) 12条の2(6項)	一般廃棄物の処理の委託基準に違反すること。 産業廃棄物の処理の委託基準に違反すること。 特別管理産業廃棄物の処理の委託基準に違反すること。
	再委託禁止違反	7条(14項) 14条(16項) 14条の4(16項)	一般廃棄物収集運搬業者・処分業者が他人に収集運搬・処分を委託すること。 産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が他人に収集運搬・処分を委託すること。 特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が他人に収集運搬・処分を委託すること。
2号	処理施設使用停止命令等違反	9条の2 15条の2の7	一般廃棄物処理施設の使用停止命令等に従わないこと。 産業廃棄物処理施設の使用停止命令等に従わないこと。
	改善命令違反	17条の2(3項) 19条の3	有害使用済機器の保管又は処分を業とする者が改善命令に従わないこと。 事業者、一般廃棄物収集運搬業者・処分業者、産業廃棄物収集運搬業者・処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者・処分業者が改善命令に従わないこと。
3号	施設無許可譲受け・借受け	9条の5(1項) 15条の4	許可を受けず、一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けること。 許可を受けず、産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けること。
4号	無許可輸入	15条の4の5(1項)	環境大臣の許可を受けず、国外廃棄物を輸入した者。
5号	輸入許可条件違反	15条の4の5(4項)	産業廃棄物の輸入許可で付された生活環境保全上必要な条件に違反した者。
6号	不法投棄・不法焼却目的収集運搬	16条 16条の2	不法投棄及び不法焼却を目的として廃棄物の収集又は運搬をした者。

法第27条 2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、又はこの併科

無確認輸出予備	10条(1項) 15条の4の7(1項)	環境大臣の確認を受けずに一般廃棄物を輸出する目的で、その予備をした者。 環境大臣の確認を受けずに産業廃棄物を輸出する目的で、その予備をした者。
---------	------------------------	--

法第27条の2 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

1号	産業廃棄物管理票虚偽記載等	12条の3(1項) 15条の4の7(2項)	産業廃棄物管理票を交付しなかった者、又は必要事項の未記載若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者。
2号	〃	12条の3(3項前段)	産業廃棄物管理票の写しを送付しなかった者等。
3号	〃	12条の3(3項後段)	産業廃棄物管理票を回付しなかった者。
4号	〃	12条の3(4項、5項) 12条の5(6項)	産業廃棄物管理票の写しを送付しなかった者、又は必要事項の未記載若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者。
5号	管理票保存義務違反	12条の3(2項、6項、9項、10項)	産業廃棄物管理票の写しを保存しなかった者。
6号	虚偽管理票交付	12条の4(1項)	産業廃棄物管理票に虚偽の記載をし、交付した者。
7号	引受禁止違反	12条の4(2項)	産業廃棄物管理票の交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けた者。
8号	虚偽管理票写し送付等	12条の4(3項、4項)	受託した処理を終了せずに、産業廃棄物管理票の写しを送付又は報告した者。
9号	管理票虚偽登録	12条の5(1項、2項) 15条の4の7(2項)	情報処理センターに虚偽の登録をした者。
10号	〃	12条の5(3項、4項)	情報処理センターに報告しなかった者、又は虚偽の報告をした者。
11号	管理票に係る命令違反	12条の6(3項)	産業廃棄物管理票に係る命令に違反した者。

法第28条 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

1号	守秘義務違反	13条の7	情報処理センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者が、情報処理業務に関し知り得た秘密を漏らすこと。
2号	土地形質変更計画の変更命令・措置命令違反	15条の19(4項) 19条の11(1項)	指定区域に定められた土地の形質の変更に係る命令及び措置命令に従わない者。

法第29条 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

1号	欠格要件該当時の届出義務違反	7条の2(4項)	一般廃棄物処理業者で欠格要件に該当するに至ったが、届出をせず又は虚偽の届出をした者。 産業廃棄物処理業者で欠格要件に該当するに至ったが、届出をせず又は虚偽の届出をした者。 特別管理産業廃棄物処理業者で欠格要件に該当するに至ったが、届出をせず又は虚偽の届出をした者。
		14条の2(3項)	
		14条の5(3項)	
		9条(6項) 15条の2の6(3項)	
2号	施設使用前検査受検義務違反	12条(3項) 12条の2(3項)	一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設に係る検査を受ける前に施設を使用した者。
		8条の2(5項) 9条(2項)	
		15条の2(5項) 15条の2の6(2項)	
		9条の3の3(3項)	
3号	非常災害時施設設置届出計画変更等命令違反 改善命令違反 使用停止命令違反	9条の3の3(3項)	市町村から非常災害により生じた廃棄物処分の委託を受けた者が、非常災害時一般廃棄物処理施設設置届出に係る計画変更又は廃止命令に違反すること。 市町村から非常災害により生じた廃棄物処分の委託を受けた者が、非常災害時施設設置届出に係る一般廃棄物処理施設の改善命令又は使用停止命令に違反すること。
		9条の3の3(3項)	
4号	処理困難通知等義務違反	14条(13項) 14条の4(13項)	(特別管理)産業廃棄物処理業者であって、(特別管理)産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となる恐れがあるとして環境省令で定める事由が生じたにもかかわらずその旨を通知せず、又は虚偽の通知をした者。 (特別管理)産業廃棄物処理業の全部若しくは一部を廃止した者又は許可を取り消された者であって、(特別管理)産業廃棄物の処理が終了していない場合に、全部若しくは一部を廃止した者又は許可を取り消されたその旨を通知せず、又は虚偽の通知をした者。
		14条の2(4項) 14条の3の2(3項) 14条の5(4項) 14条の6	

法第29条 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

5号	処理困難通知等保存義務違反	14条(14項) 14条の4(14項)	(特別管理)産業廃棄物処理業者であつて、処理困難通知の写しを保存しなかった者。
		14条の2(5項) 14条の3の2(4項) 14条の5(5項) 14条の6	(特別管理)産業廃棄物処理業の全部若しくは一部を廃止した者又は許可を取り消された者であつて、全部若しくは一部を廃止した者又は許可を取り消されたその旨の通知の写しを保存しなかった者。
6号	土地形質変更届出義務違反	15条の19(1項)	指定区域の土地の形質の変更にあたり、事前に届出をせず、又は虚偽の届出をした者。
7号	事故時応急措置命令違反	21条の2(2項)	政令で定められた廃棄物処理施設における事故について、都道府県等の応急措置命令に違反した者。

法第30条 30万円以下の罰金

1号	帳簿等備付け・記載・保存義務違反	7条(15項、16項) 12条(13項) 12条の2(14項) 14条(17項) 14条の4(18項)	事業者、廃棄物処理業者が帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しないこと。
2号	廃棄物処理業廃止 変更届出義務違反	7条の2(3項) 14条の2(3項) 14条の5(3項)	廃棄物処理業者がその業務を廃止又は諸事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をすること。
	処理施設廃止等届出 義務違反	9条(3項) 15条の2の6(3項)	一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の廃止、休止、再開の届出をせず、又は虚偽の届出をすること。
	最終処分場埋立終了 届出義務違反	9条(4項) 15条の2の6(3項)	一般廃棄物最終処分場、産業廃棄物最終処分場の埋立終了の届出をせず、又は虚偽の届出をすること。
	処理施設相続届出 義務違反	9条の7(2項) 15条の4	一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の相続の届出をせず、又は虚偽の届出をすること。
3号	定期検査拒否・妨害・ 忌避	8条の2の2(1項) 15条の2の2(1項)	一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の定期検査に対して拒否・忌避・妨害をすること。
4号	維持管理事項記録義務 違反・備付け義務違反	8条の4 9条の10(8項) 15条の2の4 15条の4の4(3項)	廃棄物処理施設の設置者が一般廃棄物処理施設、石綿含有一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、石綿含有産業廃棄物処理施設の維持管理に関する記録をせず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かないこと。
5号	産業廃棄物処理責任者 設置義務違反	12条(8項)	産業廃棄物処理施設の設置者が産業廃棄物処理責任者を置かないこと。
	特別管理産業廃棄物管理 責任者設置義務違反	12条の2(8項)	事業者が特別管理産業廃棄物管理責任者を置かないこと。
6号	有害使用済機器保管等 届出義務違反	17条の2(1項)	届出をせず、又は虚偽の届出をして、有害使用済機器の保管又は処分を業として行うこと。
7号	報告拒否	17条の2(3項) 18条(1項、2項)	求められた報告をせず、又は虚偽の報告をすること。
8号	立入検査拒否・妨害・忌 避	17条の2(3項) 19条(1項、2項)	職員の立入検査に対して拒否・妨害・忌避すること。
9号	技術管理者設置義務違反	21条(1項)	一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設に技術管理者を置かないこと。

法第31条 30万円以下の罰金

1号	無許可業務廃止	13条の6	情報処理センターが許可を受けず、業務の全部を廃止すること。
2号	帳簿等備付け・記載・ 保存義務違反	13条の8	情報処理センターが帳簿を備えず、記載、保存しないこと、若しくは虚偽の記載をすること。
3号	報告拒否	13条の9(1項) 15条の13(1項) 18条	情報処理センター、廃棄物処理センターが業務・資産状況を報告せず又は虚偽の報告をすること。 情報処理センターが求められた報告をせず、又は虚偽の報告をすること。
4号	立入検査拒否・妨害・ 忌避	13条の9(1項) 15条の13(1項)	職員の立入検査に対して拒否・妨害・忌避すること。

法第32条 法人・人に対する罰金

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、①法第25条第1項第1号から第4号まで、第12号、第14号若しくは第15号又は第2項、②法第25条第1項(①の場合を除く。)、法第26条、法第27条、法第27条の2、法第28条第2号、法第29条又は法第30条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して①は3億円以下の罰金刑、②は各条の罰金刑、その人に対しては、各本条の罰金刑を科する。

なお、法第25条の違反行為につき法人または人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

法第33条 20万円以下の過料

1号	保管届出義務違反	12条（4項） 12条の2（4項）	環境省令で定める場合において、事業場外で（特別管理）産業廃棄物の保管を行った者で、当該保管をした日から起算して14日以内に届出をせず、又は虚偽の届出をした者。
	土地形質変更届出義務違反（指定される前に変更していたもの）	15条の19（2項）	指定区域が指定された際、既にその土地の形質の変更に着手している者で、その指定から起算して14日以内に届出をせず、又は虚偽の届出をした者。
	土地形質変更届出義務違反（非常災害のために変更したもの）	15条の19（3項）	指定区域内において、非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者で、その変更をした日から起算して14日以内に届出をせず、又は虚偽の届出をした者。
2号	減量計画提出義務違反	12条（9項） 12条の2（10項）	減量計画を提出せず、又は虚偽の記載をして提出した者。
3号	減量計画実施状況報告義務違反	12条（10項） 12条の2（11項）	減量計画の実施状況について報告をせず、又は虚偽の報告をした者。

法第34条 10万円以下の過料

名称独占規定違反	20条の2（3項）	登録を受けず、登録廃棄物再生事業者という文字を名称中に用いること。
----------	-----------	-----------------------------------

3 改善命令と措置命令

(1) 改善命令（法第19条の3）

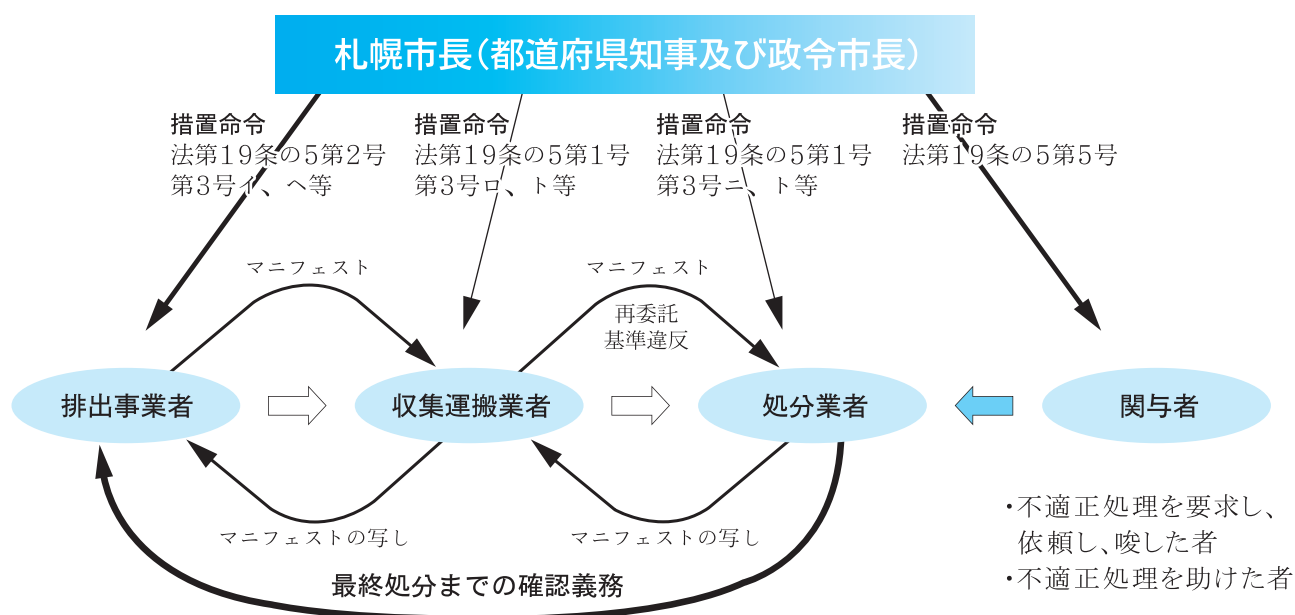
事業者等が処理基準・保管基準に適合しない廃棄物の処理・保管を行った場合、札幌市長は、期限を定めて廃棄物の処理・保管方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

(2) 措置命令（法第19条の4、法第19条の4の2、法第19条の5、法第19条の6）

廃棄物の処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない保管、収集、運搬又は処分が行われ、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、札幌市長は、必要な限度において、①～⑥の者に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止に必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

- ① 当該保管、収集、運搬又は処分を行った者
- ② 委託基準に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われた場合、当該委託を行った者
- ③ 当該処分までの一連の処理の行程における管理票（マニフェスト）に係る違反行為があった場合、その者
- ④ ①②③の者が土木建築に関する工事の下請負人である場合、元請業者
- ⑤ ①～④の者に対し、当該収集、運搬又は処分若しくは②～④の違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆（そそのか）し、又はこれらの者が当該処分等を行うことを助けた者があるときは、その者
- ⑥ ①～⑤に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあり、次のいずれにも該当する場合は、排出事業者等
 - ア ①～⑤の者の資力その他の事情からみて、①～⑤の者のみによっては支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分ではないとき
 - イ 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときなど、排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき

○ 不適正処理に対する原状回復等の措置命令



(3) 業の許可を取り消された者等に対する改善命令・措置命令(法第19条の10第2項)

次の①～⑥の者が(特別管理)産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物(当該取り消された許可等に係るものに限ります。)の保管を行なっていると認められるときは、札幌市長(法第15条の4の4第1項の無害化認定を受けた者については、環境大臣)は、必要な限度において、これらの者に対し、**(特別管理)産業廃棄物処理基準に従って当該産業廃棄物の保管をすること(改善命令相当)**その他**必要な措置**を講ずべきことを命ずることができます。

- ① (特別管理)産業廃棄物処理業の許可の更新を受けなかった者
- ② (特別管理)産業廃棄物処理業の廃止の届出をした者
- ③ (特別管理)産業廃棄物処理業の許可を取り消された者
- ④⑤ 環境大臣の再生利用認定、広域処理認定、無害化処理認定において①～③と同様の者
- ⑥ (特別管理)産業廃棄物処理業の許可を受けずに業として処理を行った者

(4) 土地の形質の変更に関する措置命令(法第19条の11)

指定区域内において環境省令で定める基準に適合しない土地の形質変更が行われ、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、札幌市長は、必要な限度において、当該変更を行った者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができます。